

事業主説明会実施要領

1 概要

地方事務所は、中小零細事業主に対して、労働保険の適正加入を確保する観点から、労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険の加入手続を含む）の趣旨、概要、適正な加入手続について、中小零細事業主のニーズやその時々の重点事項等を踏まえながら、事業主説明会を開催する。

2 対象事業及び参加事業数

事業主説明会の対象事業は、加入勧奨を実施した未手続事業とすること。

加入勧奨を実施したもののうち 10,000 事業程度の出席を目安として、事業主が参加しやすい場所で開催する等、各地方事務所において必要な回数を実施すること。

なお、開催回数については、開催する説明会の規模（参加事業主の数）に応じて、必要な数の事業主の参加を得られるよう、適宜、設定して差し支えない。

また、事業主説明会は、必ずしも地方事務所の主催に限られるものでなく、商工会議所等が行う事業主説明会等事業主が集まる場を活用して必要な周知を行うなど、他の機関と連携して行うこととしても差し支えない。なお、委託者は、受託者が希望した場合には、関係する商工会議所等に対して、受託者に協力するよう、速やかに依頼することとする。

3 説明項目等

地方事務所は、会場の確保や講師の手配等について、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所（以下、「労働局等」という。）と連携し、事業主説明会を実施するよう努めること。

事業主説明会においては、労働保険制度（労働保険事務組合制度、労災保険の特別加入制度、雇用保険の加入手続を含む）に精通した者（社会保険労務士等）が説明を行うことが望ましい。

また、事業主説明会の趣旨に合致した説明項目の詳細については、労働局等と事前に協議して定めること。

4 説明会資料

本部組織が作成するパンフレット等を効果的に使用すること。

5 旅費

旅費、日当及び宿泊費は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に基づく国家公務員等の旅費支給規程に準じて支払うこと。

なお、説明会の説明者については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 号イに示す行政職俸給表（一）の 5 級相当以下の区分で支払うこと。

6 その他

説明会の終了時に、参加した事業主に対し、内容についての満足度等に関するモニタリング調査を実施すること。